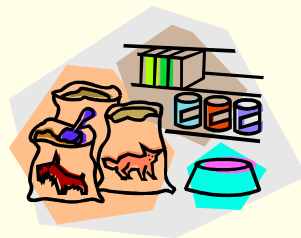


ペットフードの安全確保のために

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) の目的

この法律は、愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準の設定等を行うことにより、愛玩動物用飼料の製造、輸入及び販売を規制することとしています。このような規制措置により、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的としています。



ペットフード安全法の概要

○対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫が食べるもので、動物用医薬品等以外のもの
(動物用医薬品等は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律によって規制されますので、本法の対象外です。)

○ペットフードの基準・規格の設定

国はペットフードの製造方法及び表示の基準、成分の規格を定めることができ、その基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止

○有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止

○ペットフードの廃棄等の命令

国は、基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードが販売等された場合、事業者に対してそのペットフードの廃棄、回収等を命令

○製造業者等の届出

ペットフードの輸入業者又は製造業者に、氏名、事業場の名称等の届出を義務化

○帳簿の備付け

ペットフードの輸入業者、製造業者又は販売業者(小売の場合は除く)は、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載することを義務化

○報告徴収、立入検査等

国と(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、ペットフードの輸入業者、製造業者、販売業者等に対して、報告徴収及び立入検査等を実施

ホームページに掲載している事業者のみなさま向けQ&Aや各種資料もご活用ください。
農林水産省/ペットフードの安全関係(「ペットフード 安全関係」で検索)
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>



規制のポイント

届出

- ◆ 法人、個人を問わず、ペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、それらの行為を行う前に届出が必要となります。
- ◆ 届出は、主たる事務所(本社等)が所在する都道府県を担当する農林水産省地方農政局等(一覧参照)に行ってください。
- ◆ なお、届出事項に変更を生じた場合や事業を廃止・承継した場合にも、速やかに届出を行ってください。

届出に必要な書類

- 届出書(正本と写し1通ずつ、控えが必要な場合はさらに写し1通)
- 事業者が実在することを証明する書面(登記簿謄本など)



※詳細は農林水産省等のホームページに掲載しております。届出書の様式もダウンロードすることができます。

帳簿の備付け

- ◆ ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、輸入、製造及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、2年間保存する必要があります。

帳簿の記載が必要な場合と記載事項



ペットフードを輸入した場合

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○ペットフードの荷姿 |
| ○輸入年月日 | ○ペットフードの製造国名、製造業者の名称、 |
| ○輸入先国名、輸入相手方の名称 | 原材料の名称 |

ペットフードを製造した場合

- | | |
|---------------|---------------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○原材料の名称・数量 |
| ○製造年月日 | ○原材料の譲受けの年月日、相手方の名称 |

ペットフードを事業者に販売した場合

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○ペットフードの譲渡しの年月日 |
| ○相手方の名称 | ○ペットフードの荷姿 |

立入検査

- ◆ 国及びFAMICが輸入業者、製造業者、販売業者等に対して行い、原則として無通告で実施します。
- ◆ 帳簿の備付けの状況、輸入・製造されたペットフードが基準・規格に適合していることなどを確認します。
- ◆ 製品を分析するため、集取する場合があります。

ペットフードの表示

◆ ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所について、日本語で表示することが義務付けられています。

＜表示例＞



①名称

ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
※商品名からは犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名にその旨を併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることも可能

②賞味期限

年月日又は年月により表示
例: 2022 08

- 成犬用総合栄養食
- 内容量: 10kg
- 与え方: 成犬体重1kgあたり1日○○gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
- 成分: たんぱく質18%以上、脂質5%以上、粗繊維5%以下、灰分8%以下、水分12%以下
- 賞味期限: 袋の底に年月で印字 (最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

- 原材料名: 穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B₂、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

- 原産国名: 日本

- 製造者: ABCペットフード株式会社
〒100-0000 東京都千代田区○○町1-2-3

③原材料名

原則として、使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載

ペットフード安全法では、原材料名の記載順序は特に規定していませんが、消費者に対する適切な情報提供の観点からは、原則、多い順に記載することが望ましいでしょう。

添加物として甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤、発色剤が使われている場合は、添加物名と用途名の両方の記載が必要です。

例: 酸化防止剤(ミックストコフェロール)

↑
用途名

↑
添加物名

④原産国名

実質的な変更をもたらす最終加工工程を完了した国

⑤事業者名及び住所

- ・事業者の種別(製造業者、輸入業者、販売業者、製造者、輸入者、販売者のいずれかに限ります)
- ・名称
- ・住所

ペットフードの表示の詳細については、こちらをご参照ください。

➤ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-38.pdf>
(特に第3、3、(3)表示の基準(成分規格等省令別表の3)をご参照ください)



➤ 農林水産省/ペットフードの安全関係(ペットフード安全法に関するQ&A)
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>



➤ 販売用愛玩動物用飼料の原産国名表示について
http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/25_5295.html



ペットフードの安全基準

◆ペットフードの安全を確保するため、科学的知見等を踏まえ、以下の安全基準が設定されました。

成分規格

これらの物質は、それぞれの上限值を超えてペットフードに含まれてはいけません。

分類	物質等	上限値 (μg/g) (注)
かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02
	デオキシニバレノール	2 (犬用), 1 (猫用)
重金属等	カドミウム	1
	鉛	3
	砒素	15
有機塩素系化合物	BHC	0.01 (α-BHC、β-BHC、γ-BHC 及び δ-BHCの合計量)
	DDT	0.1 (DDD及びDDEを含む。)
	アルドリン・ディルドリン	0.01 (合計量)
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01 (合計量)
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量) 犬用は、エトキシキン75 μg/g以下
	亜硝酸ナトリウム	100
その他	メラミン	2.5

(注)水分量10%の場合の上限値。添加物の単位はg/t

製造方法の基準

ペットフードの製造に当たっては、以下の基準を満たす必要があります。

分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

【安全基準の見直し】

◆今後も、科学的知見の収集に努め、必要に応じて対象物質の追加や基準値の見直しなどを行っていくこととしております。

《事業者のみなさまからのペットフード安全法に関するお問い合わせ先》

届出の提出等のため訪問される際には、事前に担当者の予定をご確認いただきますようお願いいたします。

名称【担当地域】	郵便番号	住所	電話	FAX
北海道農政事務所 【北海道】	064-8518	北海道札幌市中央区南 22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル	011-330-8816	011-520-3056
東北農政局 【青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県】	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町 3丁目3番1号(仙台合同庁 舎A棟)	022-745-9384	022-217-8432
関東農政局 【茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県】	330-9722	埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1(さいたま新都 心合同庁舎2号館)	048-740-5065	048-601-0548
北陸農政局 【新潟県、富山県、石川県、 福井県】	920-8566	石川県金沢市広坂2丁目 2番60号(金沢広坂合同 庁舎)	076-232-4106	076-261-9523
東海農政局 【岐阜県、愛知県、三重県】	460-8516	愛知県名古屋市中区三の 丸1-2-2	052-223-4670	052-220-1362
近畿農政局 【滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県】	602-8054	京都府京都市上京区西洞 院通下長者町下ル丁子風 呂町(京都農林水産総合 庁舎)	075-414-9000	075-417-2149
中国四国農政局 【鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県】	700-8532	岡山県岡山市北区下石井 1丁目4番1号(岡山第2合 同庁舎)	086-227-4302	086-224-4530
九州農政局 【福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県】	860-8527	熊本県熊本市西区春日2- 10-1(熊本地方合同庁舎)	096-211-9255	096-211-9700
内閣府 沖縄総合事務局 【沖縄県】	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち 2丁目1番1号(那覇第2地 方合同庁舎2号館)	098-866-1672	098-860-1195

《医薬品医療機器等法の確認》

ペットフードであっても、含まれる成分や、ラベルの表示、雑誌、Web等の広告宣伝物や口頭での製品の紹介等の内容などによっては、動物用医薬品に該当し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規制を受けます。

動物用医薬品に該当するかどうかは、下記をご参照下さい。

◇ 農林水産省

動物用医薬品等に該当するか否かの考え方

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/index.html)



◇ ペットフード公正取引協議会

ペットフードにおける薬事表現に関するガイドライン

(<https://pffta.org/hyouji/guidelines.html>)



※事業者の方は、上記に掲載の通知等の内容をよくご確認の上、該当性判断に当たって不明な点等がありましたら、事業所が所在する都道府県(動物薬事担当主務課)にお問い合わせ下さい。

農林水産省